

令和3年11月25日

令和3年度第8回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和3年11月25日(木)

午後1時30分開会～午後4時3分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会古川事業所 3階会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第51号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第53号 非農地証明願について

議案第54号 農地利用状況調査に係る農地・非農地の判定について

議案第55号 下限面積(別段の面積)の設定について

議案第56号 大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

4. 協議事項

1) 農政

報告(1) 市長に対する政策提案について

協議(7) 令和4年大崎市農作業標準賃金について

5. 出席委員(26名)

1番 小 関 芳 樹 委員 2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員 4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員 6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員 8番 鈴 木 淳 也 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員 10番 横 山 藏 人 委員

11番 中 鉢 守 委員 12番 渋 谷 裕 子 委員

13番	高橋英理子	委員	14番	佐々木俊通	委員
15番	下山信行	委員	16番	只埜和臣	委員
17番	菅原まり子	委員	18番	高橋順子	委員
19番	中條泰洋	委員	20番	菅原清一	委員
21番	小野寺正晃	委員	22番	鈴木至	委員
23番	佐々木渉	委員	24番	齋藤浩義	委員
25番	熊谷安正	委員	26番	佐々木政直	委員

6. 欠席委員 (なし)

7. 遅刻委員 (なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

9. 出席職員

事務局長	千葉 晃 一	事務局次長	新 堀 秀 一
事務局長補佐	真 田 賢 一	主幹兼係長	松 浦 嘉 孝
主幹兼係長	北 浦 邦 之	主事	堀 越 拓 磨
事務所長	佐々木 賢	主幹兼係長	大 沼 淳 子
主事	鈴 木 貴 典	事務所長	門 間 道 浩

10. 関係機関等

農林振興課課長補佐 三 浦 伸 一

農林振興課主事 渋 谷 梨 南

午後 1 時 30 分開会

事務局 (真田賢一事務局長補佐)

ただいまから令和 3 年度第 8 回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 (佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局 (真田賢一事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、本日の欠席通告者はありません。

出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により令和3年度第8回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。7番布塚幸子委員，8番鈴木淳也委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

なお、本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3の事項に対して、確認しておきたいことはございま

せんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、これより議案審議に入ります。

本日は、議案第56号大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての審議のため、大崎市農林振興課の三浦伸一課長補佐、渋谷梨南主事が出席しておりますので、議案第56号を先に審議してよろしいか、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第56号、番号1番から9番までの9か件について先に審議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日11月24日に、11番委員、13番委員、14番委員、15番委員、16番委員、18番委員6名と事務局2名で現地調査をしていただきましたので報告いたします。

番号1番を18番委員、報告をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号1番を報告いたします。農振除外がされた後の転用目的は住宅と自宅への進入路です。申請地周辺の状況は、水田地帯の中の一角で、東側が畑と水田、西側は宅地、南側は農業用ハウスが建っている畑、北側は道路を挟んで水田になっております。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農振除外に関しては、要件を満たしていると見てまいりました。また、農振除外された場合、農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で原則は転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落

に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号2番，3番を，14番委員，報告をお願いいたします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号2番について報告します。農振除外がされた後の転用目的は資材置場です。申請地周辺の状況は，山林に囲まれた土地で，北側に水田がありました。申請地の管理状況は，木が生えており，一部伐採された跡がありました。農振除外後は登記地目が山林であり，農地台帳にも記載されていないため，農地法の適用を受けないと見てきました。また，農振除外の要件を満たしていると見てきました。

次に，番号3番を報告します。農振除外がされた後の転用目的は駐車場です。申請地周辺の状況は，宅地に隣接する農地であり，西側，南側，北側に水田がありました。申請地の管理状況ですが，稲刈り跡があり今年水稻が作付された様子でした。農振除外後の農地区分は，概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地であって原則は転用不許可だが，業務上必要な施設で集落に接続するため例外的に許可できるものと見てきました。ただし農振除外の5要件については，1号要件を満たしていないのではないかと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号4番を，18番委員，報告をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号4番を報告します。農振除外がされた後の転用目的は資材置場です。申請地周辺の状況は，農地に囲まれた中の一角で，東側が宅地，西側が水田，南側は道路を挟んで水田，北側は雑種地となっております。申請地の管理状況は，除草管理してありました。農振除外後に関しましては，概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地であって原則は転用不許可ですが，既存施設の拡張となるため例外的に許可できるものと見てまいりました。また，農振除外の要件は満たしていると見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号5番, 6番, 7番を14番委員, 報告をお願いいたします。

14番 (佐々木俊通委員)

14番です。番号5番を報告します。農振除外がされた後の転用目的は駐車場になります。申請地周辺の状況ですが, 水田と宅地に囲まれた土地で, 東側と南側に水田がありました。申請地の管理状況ですが, 庭木が植えられており, 擁壁内の宅地の一部になっていました。農振除外後の農地区分ですが, 概ね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地と見てきました。農振除外の要件は, 満たしていると見てまいりました。

次に番号6番を報告します。農振除外がされた後の転用目的は自宅用のトイレになります。申請地周辺の状況は, 宅地と畑, 山林に囲まれた中山間地の一角で, 東側と南側に畑がありました。申請地の管理状況は, 既にトイレが建っており, 一部斜面で畑として使用されてきました。農振除外後の農地区分ですが, 中山間地等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と見てまいりました。また, 農振除外の要件を満たしていると見てきました。

次に番号7番を報告します。農振除外がされた後の転用目的は資材置場になります。申請地周辺の状況は, 宅地と畑, 原野に囲まれた中山間地の一角でありました。申請地は位置図が, 2か所に分かれております。初めに, 52番14の土地は, 南側と西側に畑があり, ススキなどの雑草が繁茂しておりました。次に52番1の土地は, 北側と東側に畑がある資材置場として使用されている原野です。52番14の土地ですが, 農振除外された後の農地区分は中山間地等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と見てまいりました。また, 52番1の土地は, 農振除外後の登記地目は原野であり, 農地台帳にも登録されていないため, 農地法の適用を受けないと見てまいりました。いずれの土地も農振の除外要件を満たしていると見てきました。以上です。

19番 (中條泰洋委員)

番号8番, 9番を, 15番委員, 報告をお願いいたします。

15番 (下山信行委員)

15番です。番号8番を報告します。農振除外がされた後の転用目的は自宅進入路と駐車場及び物置等の設置です。申請周辺地の状況は, 農地と宅地に囲ま

れた丘陵地帯の一角で、東側に畑、西側に宅地、南側と北側は田となっております。申請地の管理状況は、77番3の土地につきましては既に自宅進入路として使用されております。77番6の土地につきましては、物置小屋が建っている状態です。77番5の土地につきましては、以前まで使用されていた豚舎の土間のコンクリートが残されている状態で、建物は撤去されておりました。また、短管パイプやトタン等で簡易的な車庫が建てており、軽自動車二、三台程が停められる駐車場がございました。また、農振除外の5つの要件につきましては、全て満たしているものと見てきました。農振除外が許可された場合の農地区分は、中山間地域等の存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地の第2種農地に該当すると見てまいりました。

続きまして、番号9番を報告します。農振除外がされた後の転用目的は、工場と資材置場です。申請地周辺の状況は、農地と宅地に囲まれた一角で、東側に宅地、西側と南側に田、北側に宅地となっております。申請地の管理状況は、位置図の左側の98番1と表示されている土地につきましては、鉄骨等の資材置場として使用されておりました。中央の大きな囲いの37番と表示されている申請地につきましては、大型の仮設ハウスとプレハブが建っており、周りに鉄骨の資材等が置かれておりました。次に、位置図の右側の563番1と表示されている土地につきましては、こちらも大型の農業用ハウスが建っており、鉄骨の資材が周りに置かれている状況でした。165番の土地につきましては雑種地となり、現在使用はされておりましたが、除草管理はされておりました。また、こちらも農振除外の5つの要件を全て満たしているものと見てきました。農振除外がされた場合には、概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地ですが、市街地に設置することが困難または不適當なものとして、悪臭、騒音、煤煙等の市街地の居住性を悪化させる恐れのある金属製品の加工処理工場等の用に供する場合、例外的に許可できるものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

9か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号3番についてですが、現地調査委員の報告によると農振除外の5要件を満たさないということですが、これは他に代替地がないということなのか確認したいのですが。

議長（佐々木政直会長）

それでは、市の担当者から答弁をお願いします。

大崎市農林振興課（三浦伸一課長補佐）

この申請地は、本社敷地に隣接していて、この位置図では田の状態になっておりますが、地番でいいますと204番、205番の土地が、昨年の9月に農振除外の申出を行っております。その後、そこは農振除外されて転用の手続もなされております。多分、現地調査していただいた際には既に駐車場という状況になっていたと思います。その理由が、この配置図の上のほうに、何台か大型車両等が見えますが、ここには会社がございます、この会社の敷地内に停めてある駐車スペースが狭くて危険だということで、敷地を拡張したいという内容で当時、農振除外の申出をし、農地転用許可を受けて最終的に農地転用まで至った経過をたどっております。

実際、今現在、この会社が利用している駐車場は、今回の農振除外の申請地から車で3分かかる位の程度で、若干高台になっている所に車の駐車スペースがございます。その面積も7,000平方メートル位です。今回の申請地に置きたいという車両の台数ですが、大型のトレーラー6台と重車両2台、合計8台分の駐車場を今回の申請地に新たに設けたいという話ですが、現在使用している駐車場がありますので、代替地の話し以前に、現在使用している駐車場を廃止し、今回の申請地に農振を除外してまで駐車場を設ける必要があるのかといった理由により、先ほど委員から現地調査報告をいただいた中で、代替地がないという部分については農振除外の5要件のうちの1号要件には当てはまらないのではないかというお話しであったと理解させていただいております。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号3番に関して、その申請地の管理状況的には、例えば、現在

利用している駐車場が手狭だからという訳ではなくて、結局、駐車場を近くに持てきたいというお話しであると思いますが、農振除外の5要件の一つを満たしていないため、農振除外の申請に関しては、承認不相当であると思います。

議長（佐々木政直会長）

番号3番に関しまして、他に何かご意見ございますか。6番委員。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。農振除外申請の番号3番に関しましては、現地調査委員より農振除外の5要件に満たないという報告がありました。三浦課長補佐からも説明がありました。7,000平方メートルの現在駐車場として使っている土地もあり、今回の申請地につきましても優良農地というお話も聞きますので、今回の番号3番の農振除外申請に関しましては除外には該当しないと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただ今、6番委員から番号3番は農振除外には該当しないのではないかと意見がありましたが、皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第56号、番号1番から9番のうち3番を除く8か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第56号、番号1番から9番のうち番号3番を除く8か件については承認し、市に答申いたします。なお、番号3番は農振除外の5要件に満たないという意見もあり、農業委員会として同意できない旨の意見を付して市に答申いたします。

ここで三浦課長補佐、渋谷主事は退席されます。大変ご苦労さまでございました。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第48号農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

番号133番から161番までの29か件のうち、番号159番から161番の3か件については、議案第50号においてそれぞれ関連する案件があることから、議案第50号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号159番から161番までの3か件を除いた26か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号159番から161番までの3か件を除いた26か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号154番から158番について、営農型太陽光発電の話がありましたが、面積的に耕作面積が結構多くなっています。以前、太陽光発電の話で営農型の場合は3年後の農作物の収量の調査をする話だったと思いますが、その途中経過のような情報はないのでしょうか。番号154番から158番の会社で、農作物の成果のような情報とかないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

こちらの会社につきましては、今年で3年目となります。他にも、榊の外にミョウガ、牧草という申請を受けてございますが、こちらの収量の報告等につきましては毎年明けに国に報告する旨の義務付けられておりますが、最新の状況については、去年の段階においてまだ育成中ということで収量等は出てきてございません。報告が出てくる時期とすれば、今度の年明けからと考えております。

同様に、大崎市内における営農型の太陽光パネルで、収量の報告が必要なも

のの許可が令和元年から始まっておりますので、年明け辺りから出てくることになります。これまでの太陽光パネルの筆数もかなり多くなってございますので、こちらについては現在の全体的な大崎市内の営農型太陽光パネルの設置箇所についてまとめまして、次回、何らかの形で報告させていただきたいと考えております。

また、基本的には、年明けに国に対して報告を行いますが、県、国から了解をいただいて、実績の数字を何らかの形で報告させていただければと考えてございます。

先ほど3年という話でしたが、場合によっては5年かかる作物も出てくるようです。それが申請の時に「5年かかります」と申請すると、5年後の収量からしか見られないという案件になってございますので、その辺も申請時に「いつから報告できるのですか」ということを見極めながら相談、受け付けをしていきたいと考えております。

なお、この会社は、認定農業者になっておりますので、一時転用については10年間の申請及び許可という形になってございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

はい。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第48号、番号133番から161番までの29か件のうち番号159番から161番の3か件を除いた26か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第48号、番号133番から161番までの29か件のうち番号159番から161番までの3か件を除いた26か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第49号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、
番号12番1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひいたします。
19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査の報告をいたします。番号12番について、11
番委員、報告をお願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号12番について報告いたします。貸家1棟、車庫兼倉庫、駐車場
を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、住宅街の中にある農地で、周
りを四方宅地に囲まれておりました。申請地の管理状況は、盛土され、きれい
に耕起されて管理されていました。農地区分は、住宅用もしくは事業用に供す
る施設または公共施設、もしくは公益的施設が連担している第3種農地と見て
きました。周辺農地への影響については、周りが住宅街で影響はありませんが、
雨水の排水は北側の既存の側溝に流します。生活排水に関しては、浄化槽です。
以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号12番1か件について了としてよろしいでしょ
うか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号12番1か件を意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第50号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号148番から160番までの13か件と、議案第48号番号159番から161番までの3か件を合わせた16か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査の報告いたします。番号148番を11番委員、報告をお願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号148番を報告いたします。太陽光発電パネル架台支柱104本等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、河川と水田に囲まれた農地で、東側は河川、南側が原野、西側と北側は作付されている農地になります。申請地の管理状況は、大分雑草が生えている状態だったのですが、重機により雑草を少し剥いだような状況になっており、耕作土が現れた状況になっておりました。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で原則は転用不許可だが、一時的な転用であり、かつ利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であるため、例外的に認められるものと見てきました。雨水の対策は、自然浸透で処理し、周辺農地への影響はないものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号149番、150番を16番委員、報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。番号149番を報告いたします。太陽光パネル架台支柱136本等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、中山間地の一角でございます。申請地の管理状況は、除草管理がきちんとされておりました。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で、原則は転用不許可だが、一時的な転用であるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。雨水の対策は自然浸透で処理し、周辺への影響はないと見てきました。

次に、番号150番を報告します。太陽光パネル架台支柱136本等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれた農地の一角でございます。申請地の管理状況は、除草管理がきちんとされておりました。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で、原則転用は不許可だが、一時的な転用であるため例外的に許可できるものと見てまいりました。雨水の対策は自然浸透で処理し、周辺への影響はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号151番、152番を11番委員、報告をお願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号151番を報告します。居宅1棟、駐車場6台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、水田と宅地に囲まれた農地で、東側と南側が水田、西側と北側は宅地になります。申請地の管理状況は耕起され、きれいに管理されておりました。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で、原則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置しているため、例外的に許可できるものと見てきました。雨水対策は、自然浸透で処理し、生活排水は公共下水道を利用し、また、土砂は盛土をして法面処理をし流出を防ぐことで、周辺の農地への影響はないと見てきました。

次に番号152番を報告します。太陽光発電パネル168枚の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側が同じような太陽光パネルが設置された土地であり、南側と北側と西側が作付けの跡がある水田でした。申請地の管理状況は、今年作付け跡がありました。農地区分は、都市計画区域内の用途指定された区域であることから、第3種農地と見てきました。雨水の対策は自然浸透

で処理し、周辺への影響はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号153番を15番委員，報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号153番を報告します。転用目的が倉庫及び加工場等です。申請地周辺の状況は、宅地が点在する丘陵地帯の一角で、東側に道路を挟んで小学校、西側に山林、南側と北側が畑となります。申請地の管理状況は、現在、木材と鉄骨で建てられました農機具置場が建ててあり、農作業機械が数台ほど停められておりました。また、プレハブが4棟ほど置かれており、飲食を提供するスペースとして使用されていたようでございますが、現在は営業されていない様子でございました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と見てきました。雨水の対策は、東側のU字溝に流し、それ以外は自然浸透で処理することで、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号154番，155番，156番を13番委員，報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号154番を報告いたします。資材置場と通路を目的とした転用です。申請地は住宅に囲まれた農地でした。申請地周辺の状況は、東側に宅地、西側に雑種地、南側に道路を挟んで河川、北側が畑となっておりました。申請地の管理状況は、耕作した跡はなく、雑草が生えておりました。農地区分は、都市計画区域内の用途指定された区域であることから第3種農地と見てきました。雨水の排水は自然浸透で処理し、土砂の流出の恐れはなく、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

次に番号155番を報告します。居宅1棟と駐車場1台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側に雑種地、西側に宅地とビニールハウス、南側に雑種地、北側が宅地となっておりました。申請地の管理状況は、畑としてきれいに管理されておりました。申請地の中にハウスに行くための農道がありましたが、特に問題はないと見てまいりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と見てまいりました。雨水排水は自然

浸透で処理し、生活排水は浄化槽を利用することから、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

次に番号 156 番を報告します。資材置場及び駐車場等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側に水田と畑、西側に山とため池、南側に水田、北側が宅地と山林になっておりました。申請地の管理状況は、雑草が生えていましたが、多少草刈り管理した跡が見られました。申請地の出入口のぬかるみの所に一部碎石が 10 平方メートル程度敷かれておりました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地と見てまいりました。雨水の排水対策は自然浸透で処理し、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 157 番から 159 番を 16 番委員、報告をお願いいたします。

16 番（只埜和臣委員）

16 番です。番号 157 番、158 番、159 番を報告させていただきます。転用目的は車両置場、農機具置場、通路でございます。申請地周辺の状況は、宅地と道路に囲まれた一角の農地でございます。申請地の管理状況は、一部が稲作がされた跡があり、あとは雑草繁茂の状態でございます。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地として見てまいりました。雨水対策は、自然浸透で処理し、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。現地調査では、特段問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 160 番を 13 番委員、報告をお願いいたします。

13 番（高橋英理子委員）

13 番です。番号 160 番を報告します。事務所兼洗車場及び大型車両置場等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、住宅と道路に囲まれた場所であり、東側に畑、南側に宅地、西側に道路を挟み住宅地、北側が道路となっております。申請地の管理状況は、今年度、水稻を作付けし刈り取られた跡がありました。農地区分は、6 番、7 番及び 12 番 1 の土地は、住宅用もしくは事業のために供する施設または公共施設、もしくは、公益的施設が連担している第 3 種農地と見てまいりました。その他の土地は、都市計画区域内の用途指定されてい

る区域である第3種農地と分かれております。周辺農地への影響については、申請地は都市計画に準じた盛土を行いアスファルト舗装するのですが、地面の下に集水槽を設け農業集落排水に流すため、特に問題はないと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。22 番委員。

22 番（鈴木至委員）

22 番です。番号 156 番について質問いたします。現地調査の報告で、一部碎石が敷かれていた状況について、もう少し詳しく教えていただきたいと思いません。

議長（佐々木政直会長）

13番委員。

13 番（高橋英理子委員）

13 番です。番号 156 番については大掛かりに碎石を敷いているわけではなく、恐らく車などがぬかるんで動けなくなってしまうように、出入り口に少し敷いた程度だと思われまますので、特に問題はないものかと見てまいりました。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

昨日、農地委員会後に、この申請に関わっている行政書士を通して事情を伺いましたところ、許可を受けた場合に作業をお願いする業者に現地を見に来ていただき、段取りや工程を決める際に、業者がぬかるみにはまってしまったそうです。今後も別の業者が申請地に入ることもあり、公道に面しているこの土地の前に車を置くわけにはいかず、そのために車を入口に置くために少し碎石を敷かせていただいたということでした。

議長（佐々木政直会長）

22 番委員，よろしいですか。

その他質疑ございませんか。8 番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。番号148から150番について、譲受人の住所を見ますと私の地元ですが、この会社の概要についてお聞かせいただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

説明いたします。申請の際に、譲受人の履歴事項証明書を会社からいただいております。会社の設立は平成5年4月で、事業の目的は電気機器、空調、給排水のメンテナンスと電気、土木、建築の請負並びに管理になっております。その他にも合計12項目位、会社設立の目的として記載登記されており、資本金は350万円であります。以上です。

議長（佐々木政直会長）

8番委員、よろしいですか。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。平成5年に設立されたとなると大分年月が経つのですが、この会社については、私、初めて聞く会社なのですが実績等がありましたらお聞かせください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

私が4月に着任してから三本木周辺で2件位、野立ての太陽光パネルの設置の許可があったと記憶しております。

議長（佐々木政直会長）

8番委員、よろしいですか。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。今年になって2件位ということですが、それ以前の実績はないのですか。平成5年設立となると大分年月の経過があるのですが、どこで何をしていた会社なのかお聞かせいただければと思います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

正直その前といたしますと、私も申請が出てきていれば見ていると思うのです

が、ほとんど記憶にない会社です。何かしら太陽光パネルをやっていたかと言われると、多分やっていないと思われます。

今年になって実際その会社を動かし始めて、農業法人ではないですが、農業関連の別な親族会社を立ち上げてまして、今回、この親族会社が譲渡人になってございます。

基本的に譲受人につきましては、平成5年に設立ということであれば、電気関連の工事は、何らかの事業はやっていたのではないのかなと思います。ただ転用という点からは、電気工事業であれば何か建物を建てたりとか、そういったことは基本的には転用許可申請としては出てこないと思われます。もし転用許可申請が出てきたとしても一時転用とか「電柱を置くのに使わせて欲しい」とか、そういった類のものしか出てこないと思いますので、比較的記憶に薄い事業者か、転用許可申請を上げてくる業者ではないと考えてございます。

ただし、今回、先に申したとおり太陽光パネルの設置は電気工事業の部分になりますので、営農型太陽光発電ということを含めて親族会社である営農の会社を設立し、その会社が営農を行った上で、上部の太陽光パネルの工事につきましては自分の会社で設置を行って太陽光発電を行っていくというような新たな方法ができて、今回の申請に当たっていると思います。

併せて、営農型太陽光パネルではなくて、永久転用の太陽光パネルの設置につきましては、なぜ今までやらなかったかというのは、今年から新たに事業を展開していくということになったのではないかと考えてございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

8番、よろしいですか。

8番（鈴木淳也委員）

了解です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号153番についてですが、現地調査委員の報告の中でプレハブと飲食店等、農機具等があったという報告ですが、もう少し詳しく説明をいただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員。

15 委員（下山信行委員）

15 番です。番号 153 番の農機具置場につきましては、周りを囲っていない丸太で建てた波板のトタンを張ったようなものでございまして、小型のトラクター等が数台、置かれていた状況でございます。

議長（佐々木政直会長）

その他質疑等はございませんか。9 番委員。

9 番（菅原ひろみ委員）

9 番です。番号153番の譲受人である申請者によりますと、平成元年頃に借りた時は畑という感じではなくて、荒地とか山のような感じでしたというお話しでした。平成元年頃にプレハブを置き小学校が近くにあるということで、たい焼きとか子供のおやつ程度のものを販売する出店をやっていたのですが、その後、食事の提供や飲み屋となり、徐々に店を足していったようです。約7年位前に店を経営していた譲受人の奥さんが亡くなった後は店を閉めていた状態になりました。今回、譲受人が仕事を辞めたのを機会に農業を始めたということで、農産物を加工するために、現在、使用されていないこの場所を加工場にしようということで、今回の申請になりましたと話しを承っております。

議長（佐々木政直会長）

その他質疑等ございませんか。6 番委員。

6 番（佐々木正彦委員）

6 番です。補足します。昨日、今回の譲受人の兄と少し話したのですが、譲渡人の方が30年以上前に、この地を離れて古川に移住したそうです。それ以降、譲受人の兄に管理して欲しいということで、ずっと、管理してきたらしいのです。その後、今回の譲受人がいろいろな建物を建てて店をやられたらしく、譲受人の兄が話すには許可をとってやっていたのだという話です。今回の譲受人である弟からも許可をとってやっていたという話を聞いており、ずっと信用していたがその話を聞いてがっかりしたと昨日、話していました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

番号153番に関して、その他質疑ございませんか。

それでは、番号153番に関して、6番委員からまとめをお願いいたします。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号153番に関しまして、現地調査委員より建物と倉庫等が建っているという報告がありました。今回の処理としては、会長並びに知事宛に始末書の提出をしていただき、無断転用である旨の意見を付して県に進達することとまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

6番委員のまとめでよろしいですか。そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号148番から160番までの13か件のうち、無断転用である番号153番1か件を除いた12か件を意見相当と認め県に進達し、番号153番1か件については会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

また、議案第48号番号159番から161番までの3か件も、了としてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号148番から160番までの13か件のうち無断転用である番号153番1か件を除いた12か件を意見相当と認め、県に進達し、番号153番1か件については会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。また、議案第48号番号159番から161番までの3か件を了とし、関連する農地法第5条第1項の許可が県より交付されたのと同時に、許可証を交付することといたします。

ここで、3時25分まで暫時休憩いたします。

〔午後3時15分から午後3時25分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。議案第51号農地転用事業計画変更承認申請について番

号26番から29番の4件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

番号26番から29番の4件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号26番から29番の4件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号26番から29番の4件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について番号606番から632番までの27件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号606番から632番までの27件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第52号番号606番から632番までの27件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第52号番号606番から632番までの27件について承認し市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 53 号非農地証明願について、番号 9 番、1 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査の報告いたします。

番号 9 番について 18 番委員、報告をお願いいたします。

18 番（高橋順子委員）

18 番です。非農地証明願に係る現地調査ということで、番号 9 番を報告します。申請地の状況は、一部トラクターと乗用車が置いてありました。また、門道として利用しておりました。20 年以上経過していることの証明となるものとしましては、平成 7 年 11 月に新築し家屋の登記がなされておりました。以上でございます。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号 9 番、1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 53 号、番号 9 番 1 案件を了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 53 号番号 9 番 1 案件について農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 54 号農地利用状況調査に係る農地・非農地の判定について、1,454 件の農地・非農地判定について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

1,454 件に関する質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、1,454 件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 54 号 1,454 件の農地・非農地判定を決定し、非農地の所有者に非農地通知を発送いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 55 号下限面積（別段の面積）の設定について、1 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

1 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、1 件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 55 号 1 件について承認いたします。

これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の 8 協議事項に入ります。

初めに、農政の報告（1）市長に対する政策提案について、事務局より説明

願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（１）市長に対する政策提案については、終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、農政の協議（７）令和４年大崎市農作業標準賃金について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（７）令和４年大崎市農作業標準賃金については原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（７）令和４年大崎市農作業標準賃金については原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局，委員から報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[事務局からの連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

[事務局からの連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか連絡事項はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。

長時間にわたりまして慎重審議を賜りまして，厚く御礼申し上げまして議長の座を降りさせていただきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして，令和3年度第8回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後4時3分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 布 塚 幸 子

委 員 鈴 木 淳 也